

「公共研究」投稿規定

- 1 投稿資格：特に設けない。
- 2 内容：原則として未発表のもので、かつオリジナリティがあるものであることとする。
- 3 使用言語：原則として使用言語は日本語もしくは英語とする。
- 4 原稿の種類：巻頭言、特集（シンポジウム、総説、論説など）、論説、研究ノート、書評、活動紹介、会議報告、資料等とする。
- 5 原稿の提出：基本的に電子ファイルで入稿する。提出の電子ファイルは、本文が Word 等のワープロソフトで作成されたもの、図表は（本文とは別途に）Excel 等の計算ソフトで作成されたものをそれぞれ提出する。著者は必ずバックアップをとっておくこととする。提出の際、A4判の紙で出力したものを提出する。なお、電子ファイルの内容・書式と出力されたものの内容・書式が不一致の場合は、出力されたものを優先する。
- 6 論説等の長さ：論説の場合、図表含め4万字（刷り上り 42 ページ程度）以内、研究ノートの場合2万字（刷り上り 20 ページ程度）以内を原則とし、これを超過する場合は、連載とする場合もある。書評は1万字程度とする。その他のカテゴリーについては、原則として4,000字以内とする。
- 7 原稿の書き方：公共研究編集委員会の定めた執筆要領に従う。英語の場合は英文の校閲を行ったうえで、提出することとする。
- 8 原稿の採否：公共研究編集委員会で決定する。採用の可否にかかわらず、原則として原稿は返却しない。
- 9 採用方法：編集委員会が、論文テーマ・内容等を考慮して論説・研究ノート・書評 1本につきそれに相応しい査読者（原則 2名）に依頼する。そのうち1名が掲載不可と判断した場合や評価に懸隔が見られる場合、編集委員会の合議を経たうえで採否を決定する。
- 10 採用時の変更・訂正：編集委員会から「論説」「研究ノート」等カテゴリーの変更、誤記の訂正、その他修正を求めることができる。
- 11 著者校正：原稿の入稿以前に編集上の確認を行うほか、初校に限り著者校正を行う。ただし提出された原稿になかった字句、図表、写真などの大幅な修正は認めない。
- 12 原稿の返却：原則として返却しない。ただし、図表、写真等特に返却を希望するものについては、投稿時に申し出ることとする。
- 13 別刷：投稿者には希望によって 50部贈呈する。それ以上の希望は有料とする。
- 14 著作権：「公共研究」掲載の原稿に関する著作権は、千葉大学公共学会に属する。
- 15 原稿提出後、著者の都合で掲載を取り消す場合、それまでの編集等にかかった実費は著者が負担するものとする。
- 16 以上の規定は 2025年 10月 1日以降の投稿に対して適用する。
- 17 問い合わせ先・原稿提出先：〒263-8522 千葉県千葉市稲毛区弥生町 1-3 千葉大学大学院社会科学研究院公共研究センター 電話/FAX 043-290-3585 E-mail: recpa@chiba-u.jp

付則

- 1 本規定適用の疑義および補則・改定等については編集委員会で審議し、決定する。